

## 理事候補者の推薦基準について

「役員選挙規約」第8条に基づき、地域区理事候補者へは理事会のもとに設置した「地域区理事推薦委員会」が推薦の付与を行なうことができます。また、全体区理事候補者へは理事会が推薦の付与を行なうことができます。予め定めた「理事推薦基準」に従い、理事として必要な共通の要件や全体区理事・地域区理事それぞれの要件別に、各地域区の定数以内の範囲で推薦の付与を行ない、推薦結果は選挙管理委員会ニュースで示します。

### 生活協同組合パルシステム東京 理事推薦基準

生活協同組合パルシステム東京の理事に立候補する者に対して推薦を付与するときの基準を以下に定める。なお、Ⅰ. は全理事に共通する基準であり、Ⅱ. は各理事に適用する基準とする。

#### Ⅰ. 共通する推薦基準

- (ア) ICA 協同組合の定義・価値・原則、パルシステム東京の歴史・理念・政策および社会における役割や存在意義を理解し、発展させていこうとする姿勢と意欲があること。
- (イ) 生協法およびパルシステム東京の定款、規約を理解し、法的義務や役割を守り行動できること。
- (ウ) 組合員からの意見を真摯に受け止め、理事会の議決に参加して組合の重要事項を判断・決定し、説明責任を果たせること。

#### Ⅱ. 個別区分による推薦基準

##### 1. 全体区選出組合員理事候補(非常勤)の推薦基準

- (ア) 当組合の現任役員を経験し、その実績に基づいて組織の全般的な方向性と目的を示すとともに、政策を組合員・職員とともに推進できること。
- (イ) 組織を代表し、対外的な活動において組合の価値を高める行動が取れること。

##### 2. 全体区選出常勤する理事候補の推薦基準

- (ア) 生協運営等に関する全般的な実務経験があり、組織の置かれている状況を適切に把握し、発展に導く経営能力を有し、執行責任を果たせること。
- (イ) 上記を行なう上で、機関会議等において組合員に対しての提案能力があること。

##### 3. 全体区選出有識・員外理事候補(非常勤)の推薦基準

- (ア) 特定の専門分野における実績に基づき、組合の事業・運動を専門的・客観的視点で判断し、適切な助言ができること。
- (イ) 上記の専門性を生かして組合の業務執行の状況を監視・監督する役割を担えること。

##### 4. 地域区選出組合員理事候補(非常勤)の推薦基準

- (ア) 組合員の思いを事業・運動に反映させる役割を担えること。
  - (イ) 担当地域の組合員に理事会の方針や決定事項を伝え、意見を聞き、相互理解をはかり、政策の推進ができること。
  - (ウ) 生協活動の参加経験や、社会における多種多様な経験・実績により、生活者の視点で組合の業務執行の状況を監視・監督する役割を担えること。
- ※本基準は第11期役員改選時において総代との論議をもとに理事会で定めたものであり、改廃は理事会が行なうものとする。

## 監事候補者の推薦手続き等について

監事会では、「役員選挙規約」第8条「立候補者の中から監事会が推薦することができる」に基づき、次期候補者で推薦協議を希望された方については、立候補届出受付後、定数の範囲において「監事候補者選考基準」に従い、組合員監事、員外監事、常勤監事それぞれの要件別に、現行監事会による推薦協議を行ないます。推薦結果は「選挙管理委員会ニュース」で「監事会推薦」との表記で示します。監事会の推薦協議を希望される方は選挙管理委員会事務局にお申し込みください。詳細をお伝えいたします。

※定数を超えた立候補があった場合は、定数5名の範囲で推薦付与することになるため、結果として推薦が付与できない場合があります。この場合は推薦付与の有無(結果)のみをご通知することになりますので予めご了承ください。

※当組合は選挙方式のため、監事会の推薦がなくても立候補することができます。

※現任の監事が推薦を求める場合は、当該監事を除く現任の監事で推薦協議をします。

なお、監事に求められる要件の詳細については下表となっています。監事会では、下記要件も参考に、候補者面談と推薦基準に基づいた協議で、監事会としての推薦者を決定します。

監事候補者の主な推薦要件	
共通要件	①監事は、組合員の負託を受けた独立の機関として、理事の職務の執行を監査することにより、この組合の持続的な発展を可能とする健全な運営と社会的信頼を確保するよう努められること。 ②監事は、独立の立場の保持に努めるとともに、法令及び定款並びに監査に関する規定を遵守し、この組合及び組合員、その他の利害関係者のために常に公正不偏の態度をもって、職務を執行できること。
常勤監事要件	①常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び組合内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証できること。 ②その職務の遂行上知り得た情報を、他の監事と共有するよう努められること。 ※定款第20条4項では「この組合は、監事の互選をもって常勤の監事を定めることができる。」と規定されています。
員外監事要件	①定款に基づき選任された監事として、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために選任されていることを自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛けるとともに、他の監事と協力して監査の環境の整備に努められること。 ②その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表理事及び理事会に対して忌憚のない質問、又は意見を述べられること。 ※定款第20条3項 監事のうち1人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。 (1)この組合の組合員又は使用人以外の者であること。 (2)その就任の前5年間この組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役員若しくは使用人でなかったこと。 (3)この組合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。
組合員監事要件	①組合員から選出された監事として、国民の自発的な生活協同組織である組合の構成員としての立場、また出資者・利用者としての立場から、理事の職務執行を監査できること。 ②組合員監事は、組合員の声や情報の収集に努め、監事会における他の監事との協議を通じて、公正で適正な監査意見の形成に努められること。